第五十八条　法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

第五十九条　法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請を行う者若しくは当該者と同居の若しくは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　当該申請を行う者又は当該者と同居の若しくは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母に係る住民票に記載された住民票関係情報

第六十条　この命令に定めるもののほか、法第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度その他の法別表第二の主務省令で定める事務及び情報の範囲に関し必要な事項は、内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

附　則

この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○法務省令第三十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）第十三条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

法務大臣　上川　陽子

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令

不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例」を「マンションの建替え等の円滑化等に関する法律による不動産登記の特例」に改める。

「第七章　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例」を「第七章　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例」に改める。

第十七条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令」に改める。

第十八条第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百九十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○財務省令第九十三号

関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）及び関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百九十三号）の施行に伴い、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（飼料の規格）

第十一条　令第三十三条の二（飼料の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

一　関税定率法施行規則第二条第一項各号（飼料の規格）に掲げる条件を備えたものであること。

二　原料品のうち関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品（同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）については、ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること。

2　令第三十三条の二に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品　ひき砕いたもの（小麦（政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第四十三条（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の三十パーセント以上のもの（以下この号において「ふすまを加えたもの」という。）に限る。）、ひき割りしたもの（ふすまを加えたものに限る。）、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

二　関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品　ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

附　則

この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。